

厚木市新庁舎整備基本構想（案）



平成 30 年 月

厚 木 市

目 次

I 現庁舎の現状と課題、建て替えの必要性	1
1 法令、計画における庁舎の位置付け	
2 現庁舎の現状	
3 現庁舎の課題と建て替えの必要性	
II 新庁舎の建設場所	9
1 建設検討地区	
2 建設候補地選定の考え方	
3 建設候補地から除外する地区	
4 建設候補地	
5 各建設候補地における課題	
6 各建設候補地の比較	
7 建設予定地	
8 建設予定地と主要施設の配置状況	
III 新庁舎の在り方	35
1 基本理念策定の考え方	
2 基本理念	
3 基本方針	
4 導入機能	
5 基本理念、基本方針、導入機能の構成イメージ	
IV 新庁舎の規模、配置部署、建物の構造	41
1 規模	
2 配置部署の構成	
3 他施設との複合によるコンパクト化の推進	
4 耐震安全性の目標	
5 建物構造の比較	
V 新庁舎の駐車場の規模、周辺整備	47
1 駐車場の規模	
2 周辺整備	
VI 新庁舎の整備手法、費用・財源、スケジュール	53
1 整備手法	
2 整備費用と財源	
3 整備スケジュール（目標）	
VII その他検討事項	59
1 消防本部との一体整備	
2 国県等の施設との一体整備	
3 現在地等の活用方法	
4 基本計画の策定に向けて	

- 1 庁舎の整備に関する検討経過
- 2 新庁舎整備基本構想策定に向けた検討経過
- 3 庁舎建設に関するアンケート実施結果
- 4 平成 29 年度庁舎再編に関する各地区自治会長との意見交換結果概要
- 5 新庁舎整備に向けた若い世代によるワークショップ開催結果概要
- 6 新庁舎整備に向けた子育て世代の皆様との意見交換会開催結果概要
- 7 新庁舎整備の基本的な考え方に係る意見交換会開催結果概要
- 8 検討組織の名簿

I 現庁舎の現状と課題、建て替えの必要性

1 法令、計画における庁舎の位置付け

庁舎の建て替えについては、法令や計画において次のように位置付けられています。

(1) 地方自治法

昭和 22 年法律第 67 号
(地方公共団体の事務所の設定又は変更)
第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

(2) 厚木市役所位置設定条例

昭和 46 年 1 月施行
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき厚木市役所を次の位置に定める。 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

(3) 第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」

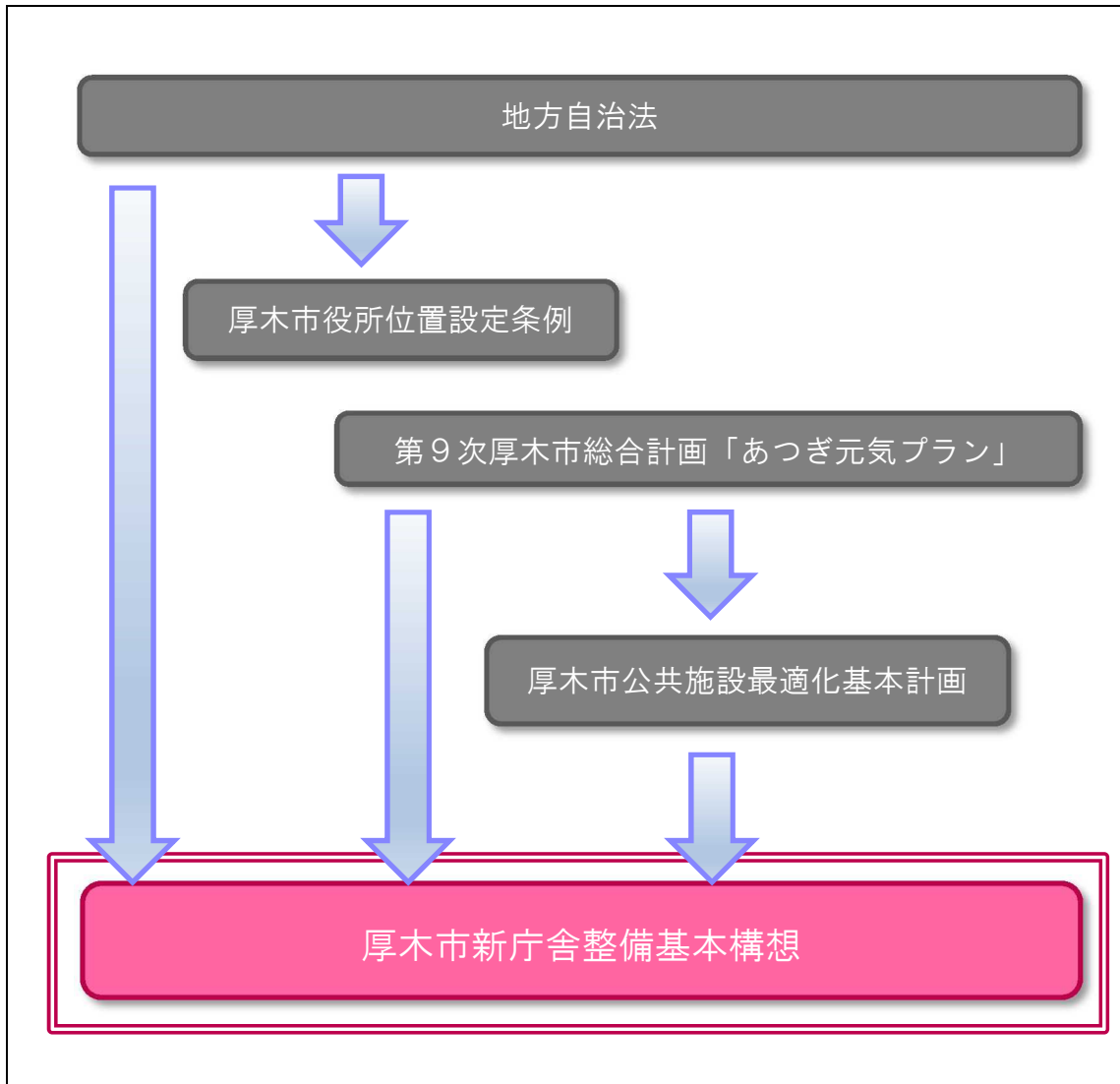
計画期間：平成 21～32 年度
ア 将来都市像 元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ
イ 庁舎整備に関するまちづくりの目標（信頼政策） 市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営のまちづくり
ウ 庁舎整備に関する主な取組 現庁舎等の老朽化に対応するため、将来の行政需要を見据えた調査、研究を行います。

(4) 厚木市公共施設最適化基本計画

平成 27 年 3 月策定
(一部修正して引用)
庁舎の建て替えの際には、民間施設を借用している第二庁舎の在り方についても検討し、民間活力の活用、円滑な行政サービスの提供等の視点に立った庁舎の建て替えを行います。
また、庁舎の建て替えについては、10 年以内（平成 36 年度まで）に建て替えの検討を行います。

(5) 上位計画等との関係

本基本構想は、地方自治法の趣旨を踏まえ、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」や関連する厚木市公共施設最適化基本計画との整合を図るものとします。



2 現庁舎の現状

(1) 本庁舎

ア 昭和 46(1971)年竣工（築 47 年）。

イ 耐震性を確保するため、平成 15(2003)年度から 16(2004)年度にかけて免震改修を実施（約 20 億円）。

ウ 建物倒壊の危険性はないものの、大規模自然災害発生時には業務の継続に支障を来すことも想定されます。

エ 給排水・電気等の設備関連の老朽化が進行し、維持管理費用が増加しています。

（平成 18～22(2006～2010)年度：約 1,000 万円／年 →

平成 23～27(2011～2015)年度：約 1,500 万円／年）

オ 付帯設備・機器の老朽化が進んでおり、長期修繕計画では、2024 年度までに 3～4 億円の大規模な空調・電気設備等の更新が予定されています。



竣工年月	昭和 46(1971)年 1 月	敷地面積	8,684.30 m ²
構造	鉄筋コンクリート造	建築面積	1,469.85 m ²
階数	地上 5 階、地下 2 階	延べ床面積	9,016.00 m ²
用途地域	商業地域	容積率	103.8%
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
耐用年数	60 年（2031 年まで） ※ 「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」において目標耐用年数を 60 年と定めている。		
その他	平成 7(1995)年度 耐震診断により「倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」の評価 平成 16(2004)年度 免震改修工事完了		
配置部署等	5 F	議会総務課、議員控室、委員会室、議場	
	4 F	秘書課、企画政策課、行政経営課、情報政策課、危機管理課、職員課、厚生室、会議室	
	3 F	広報課、行政総務課、契約検査課、選挙管理委員会事務局、財政課、財産管理課、記者室、会議室	
	2 F	子育て給付課、国保年金課、介護福祉課、市民税課、収納課、資産税課	
	1 F	市民課、国保年金課、市民協働推進課、会計課、市政情報コーナー、出納カウンター、総合案内	
	B 1 F	売店・食堂、会議室、印刷機械室、書庫	
	B 2 F	監視室、機械室	
職員数	約 450 人（平成 30(2018)年 4 月現在、臨時的任用職員等を含む。）		

(2) 第二庁舎

- ア 民間建物を借用しており、行政機関が入居するために建てられた施設ではないため、市民の皆様や職員にとって使い勝手が良いとは言えない面があります。
- イ 建物倒壊の危険性はないものの、大規模自然災害発生時には業務の継続に支障を来すことも想定されます。
- ウ 災害発生後の復旧・復興支援に最も必要となるインフラ整備部署（道路、河川、下水等）が配置されています。



竣工年月	平成4(1992)年10月	敷地面積	2,093.40 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	建築面積	751.29 m ²
階数	地上16階、地下1階	延べ床面積	11,821.57 m ²
用途地域	商業地域	容積率	565.9%※
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
賃料	約2.3億円/年		
配置部署等	16F	情報政策課、会議室	
	15F	農業委員会事務局、河川ふれあい課、公園緑地課、会議室	
	14F	市街地整備課、まちづくり推進課、下水道総務課、下水道施設課	
	13F	開発審査課、建築指導課、まちづくり指導課	
	12F	都市計画課、建築課、住宅課、市民課	
	11F	道路整備課、会議室	
	10F	道路管理課、道路維持課	
	9F	教育研究所、厚生室	
	8F	農業政策課、観光振興課、産業振興課、商業にぎわい課、勤労者福祉サービスセンター	
	7F	家庭相談課、監査事務局、環境政策課、生活環境課	
	6F	青少年教育相談センター、相談室	
	5F	文化財保護課、学校施設課、教育総務課、学校給食課	
	4F	学務課、教育指導課、教職員課、社会教育課、スポーツ推進課、会議室	
	3F	市民協働推進課、セーフコミュニティくらし安全課、交通安全課、こども育成課	
	2F	福祉総務課、生活福祉課、会議室	
1F	保育課、障がい福祉課		
B1F	機械室		
職員数	約650人(平成30(2018)年4月現在、臨時的任用職員等を含む。)		

※ 総合設計制度を活用し、容積率を緩和

3 現庁舎の課題と建て替えの必要性

(1) 窓口機能・交流機能

- ア 市民の皆様が多く利用する窓口や関連する部署が本庁舎と第二庁舎に分かれており、市民の皆様にご不便を来しています。
- イ 本庁舎、第二庁舎ともにワンフロアの面積が十分ではありません。
- ウ 窓口や待合場所のスペースが狭くなっています。
- エ 屋内外で市民の皆様が多目的に交流できるスペースが十分ではありません。
- オ 乳幼児を連れてきた方や障がいのある方、外国人の方など、全ての人に共通して安全で使いやすいバリアフリー¹への対応、ユニバーサルデザイン²の導入が十分ではありません。

(2) 事務機能

- ア 分散化していることにより、事務の連動性等に関し非効率な面があります。
- イ 一部のフロアでは、執務スペースが狭く、効率的な業務の遂行に支障を来しています。
- ウ 会議室、打合せスペース及び作業スペースが不足しています。
- エ 個人情報保護やプライバシーに配慮したスペースなど、情報セキュリティ対策が十分ではありません。
- オ 第二庁舎は、民間建物を借用しており、内装改修等の自由度が低くなっています。

(3) 災害対応機能

- ア 平成 28(2016)年の熊本地震発生時には、倒壊の危険性から 5 自治体の庁舎が使用できなくなり、災害対策本部の運営や被災者支援、り災証明書の発行等が滞り、庁舎が災害対応の拠点としての役割を果たすことができない事態が生じています。
- イ 非常用電源設備、災害用井戸、備蓄倉庫、浸水防止対応など、大規模自然災害発生時に必要となる災害対応機能が不十分です。
- ウ 本庁舎は免震構造、第二庁舎は新耐震基準適合の建物であるため、倒壊の危険性はないものの、大規模自然災害発生時には業務の継続に支障を来すことも想定されます。

(4) 地球環境等への配慮

- ア 空調や照明の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用が十分ではありません。
- イ 老朽化により、メンテナンスや保全費等のランニングコストが増大しています。

¹ 障がい者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活上の支障となる物理的な障害を取り除いた状態のこと。

² 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

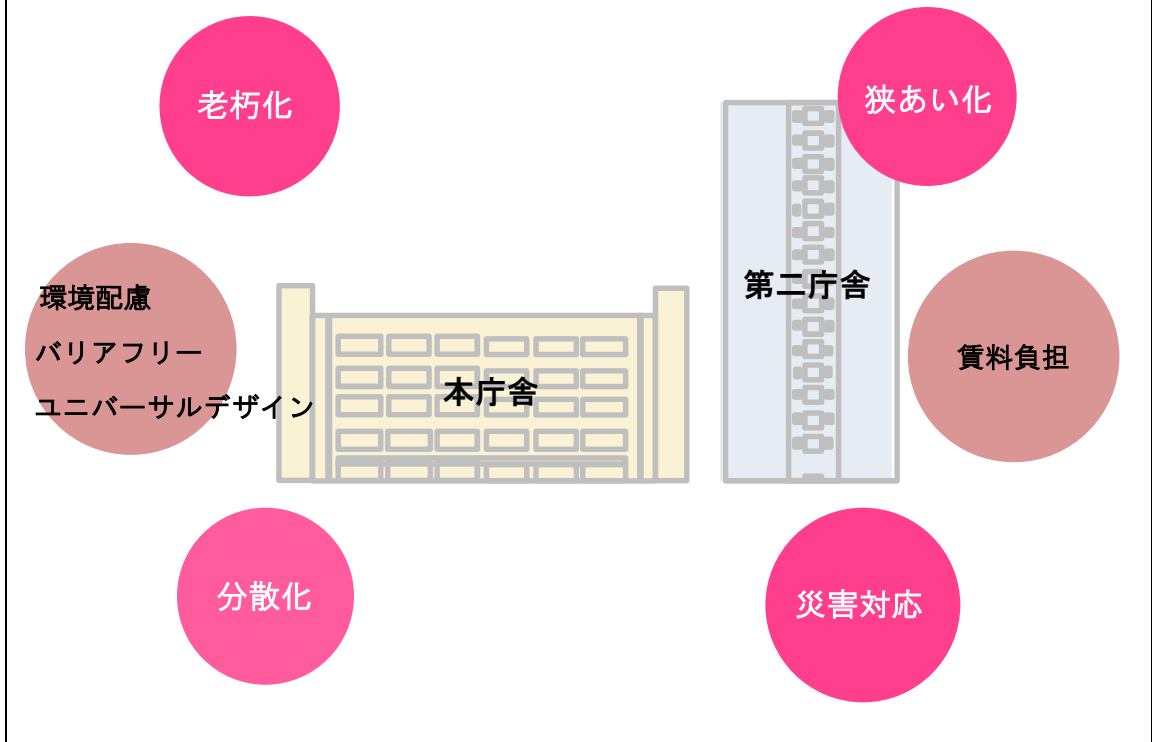
(5) その他

ア 第二庁舎は、年間約 2.3 億円の賃料を負担しており、財政負担の縮減に向けた取組が必要となっています。

(現庁舎の課題と建て替えの必要性)

本庁舎と第二庁舎からなる現庁舎は、老朽化、分散化及び狭あい化の解消や災害対応力の強化など、様々な課題が生じています。

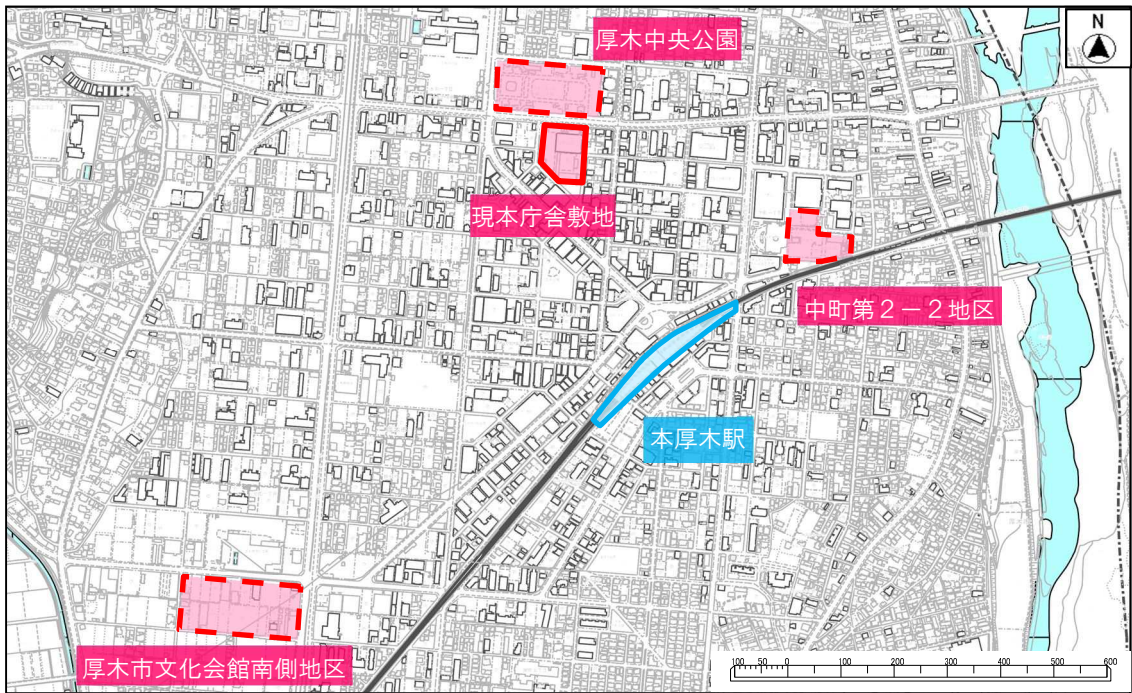
これらの課題を解決するためには、できるだけ早期に庁舎を建て替える必要があります。



Ⅱ 新庁舎の建設場所

1 建設検討地区

本市の中心市街地周辺における次の地区を新庁舎の建設検討対象とします。



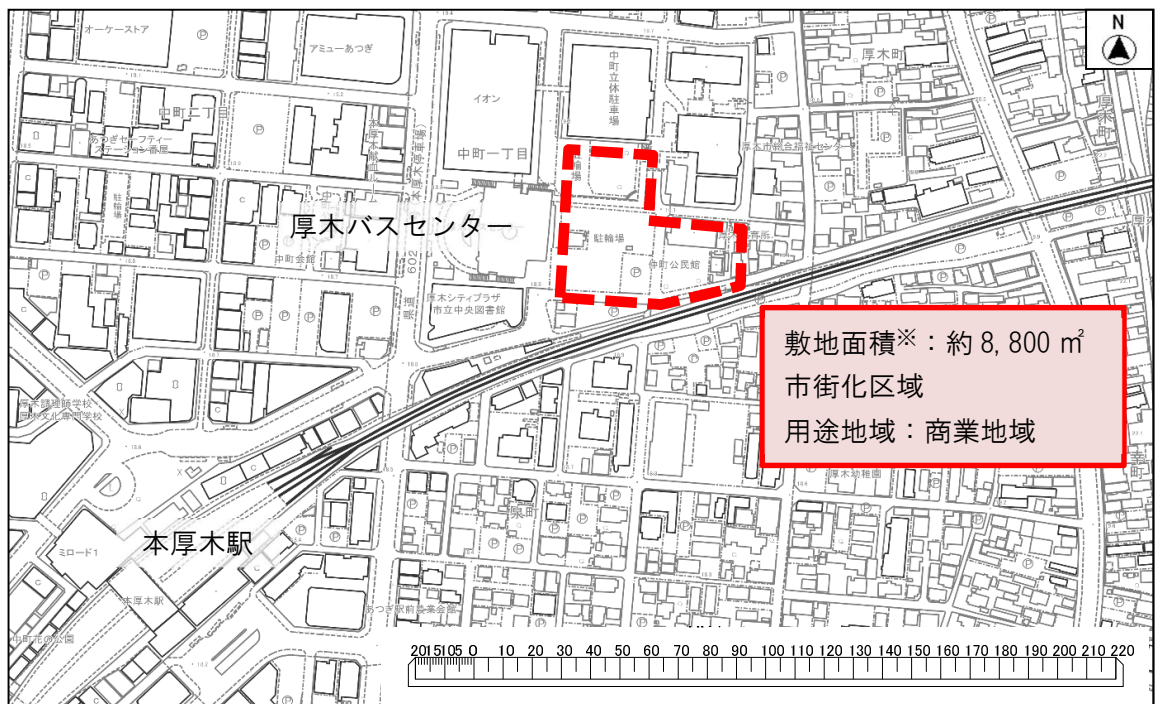
(1) 現本庁舎敷地



(2) 厚木中央公園

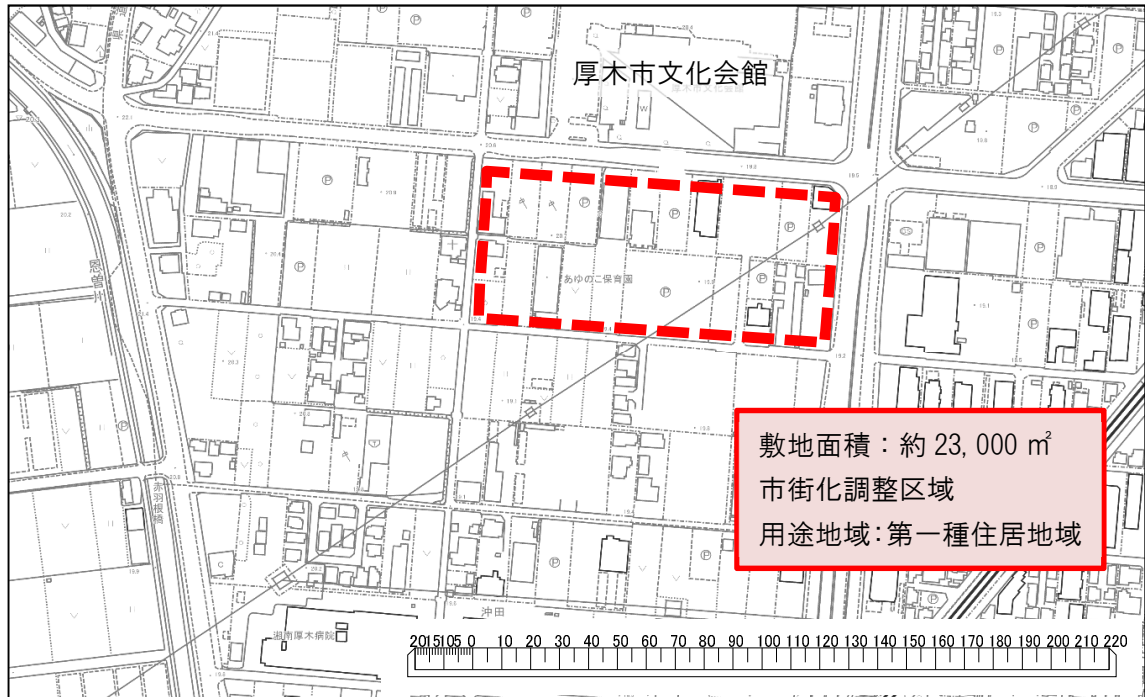


(3) 中町第2-2地区



※ 図書館機能・科学館機能を核とした複合施設の建設用地

(4) 厚木市文化会館南側地区



2 建設候補地選定の考え方

(1) 必要な規模の建物が建設できること

- ア 敷地面積は、効率的な行政サービスを提供するため、現在の本庁舎の敷地面積と同等の規模が確保できること。
- イ 延べ床面積は、①現在の本庁舎及び第二庁舎の規模、②近隣自治体が近年整備した新庁舎の規模を参考とし、21,000 m²程度が確保できること。
- ウ 建築面積は、子育て世代や高齢者を始めとする市民の皆様が利用する主要な窓口のワンフロア化が望ましいことから、4,000 m²程度が確保できること。
- エ 都市計画法等の関係法令上、庁舎が建設できる敷地であること。

(2) 敷地面積の大部分が市有地であること

- ア 用地取得費用を抑えるため、敷地面積の大部分が市有地であること。

(3) 公共交通機関の利便性が高いこと

- ア 地方自治法、市民アンケート結果及び今後の超高齢社会の更なる進展を考慮し、市民の皆様の交通利便性を確保するため、公共交通機関から徒歩圏内にある中心市街地内であること。

(地方自治法第4条 引用)

地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(庁舎建設に関する市民アンケート結果(平成29(2017)年7月)抜粋)

庁舎の建設場所として重視するものは、「公共交通機関で行きやすい場所」が最も多く、53.0%となっている。

(4) 自然災害への適切な措置がとれること

ア 土砂災害、内水³・洪水⁴による浸水被害及び液状化⁵被害等の危険性に対して、適切な措置がとれる場所であること。

3 建設候補地から除外する地区

上記4地区を検討した結果、厚木中央公園と厚木市文化会館南側地区の2地区については、それぞれ次の事由から除外するものとします。

(1) 厚木中央公園

- ア 都市公園であり、建物の建築には制限があること。
- イ 建物を建築する上で、地下駐車場の構造等の問題解決が難しいこと。

(2) 厚木市文化会館南側地区

- ア 市街化調整区域であり、建物の建築には制限があること。
- イ 公共交通機関からの利便性が低いこと。
- ウ 市有地でないこと。

4 建設候補地

建設候補地は、新庁舎建設の実現性や市民の皆様の利便性を考慮し、次のとおりとします。

(新庁舎の建設候補地)

- ① 現本庁舎敷地（以下「現在地」という。）
- ② 中町第2-2地区（以下「2-2地区」という。）

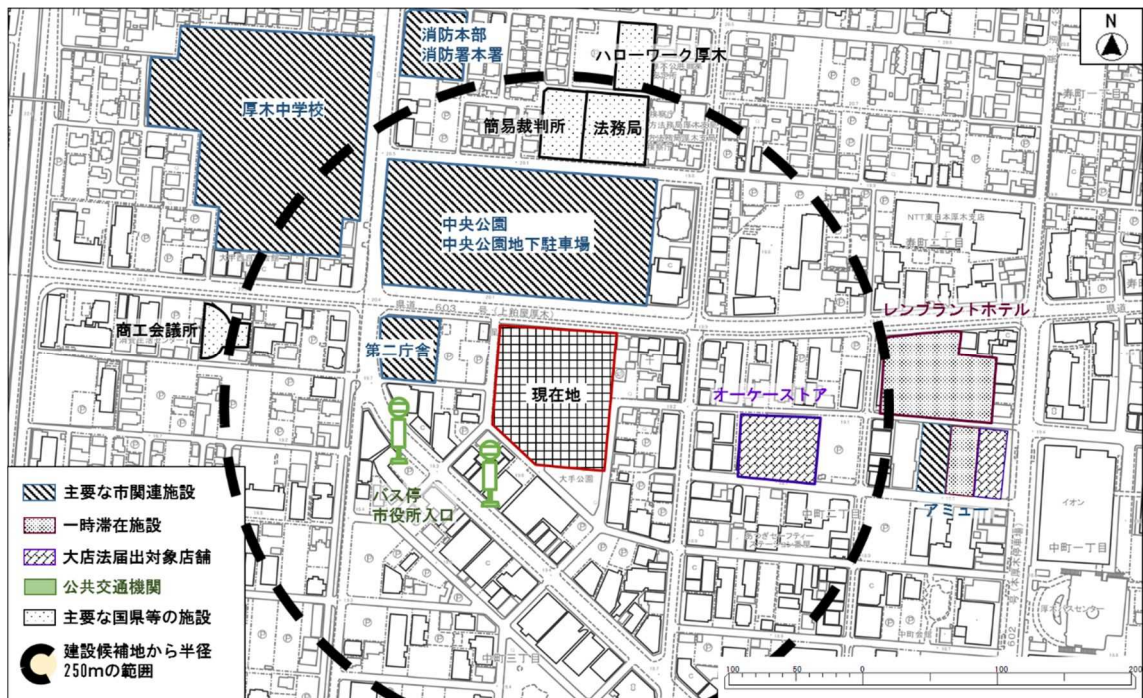
³ 排水施設の能力を超える大雨によって、雨水が排水しきれずに発生する浸水のこと。

⁴ 河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水のこと。

⁵ 地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になること。

(1) 現在地

敷地面積	約 8,600 m ²	用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%	法定容積率	500%
周辺主要施設	厚木中央公園 厚木中央公園地下駐車場 厚木中学校 厚木簡易裁判所 厚木法務総合庁舎（法務局） ハローワーク厚木 厚木商工会議所 レンブラントホテル厚木（一時滞在施設 ⁶ ） オーケースタア本厚木店		
最寄交通	バス停「市役所入口」		
周辺事業計画	特になし		



厚木中央公園



厚木中央公園地下駐車場

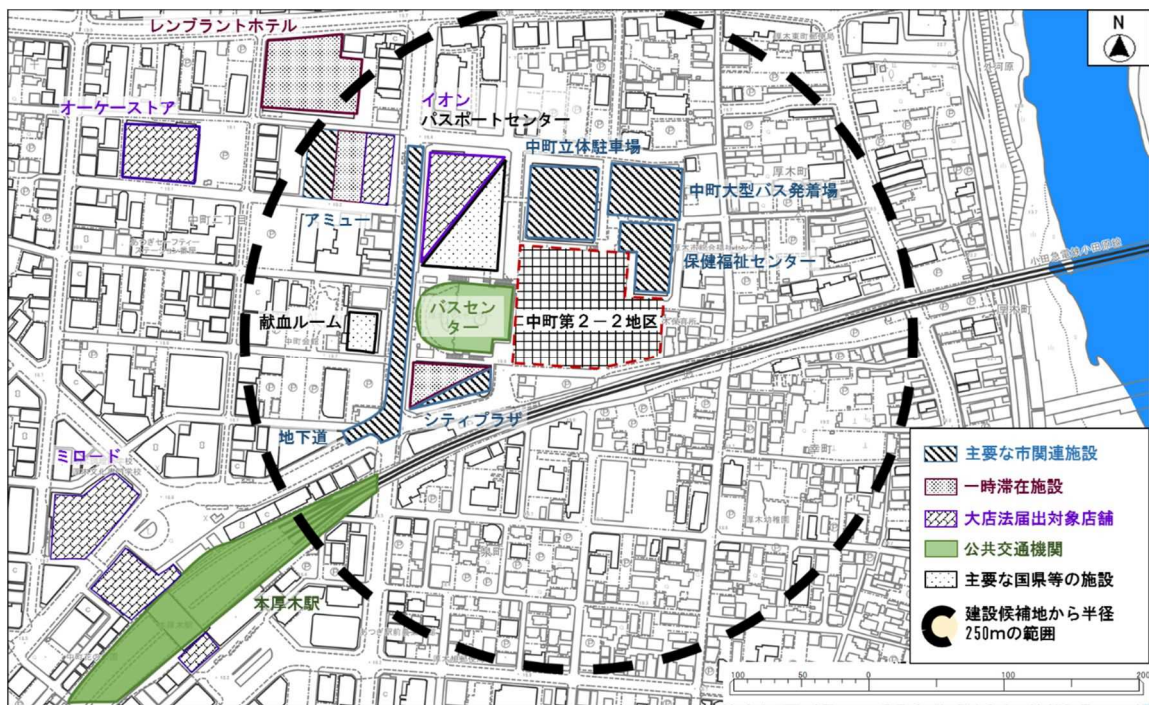


厚木中学校

⁶ 大地震等による帰宅困難者が、一時的に待機できる場所として提供することを目的とした施設のこと。

(2) 2-2地区

敷地面積	約 8,800 m ²	用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%	法定容積率	400%
周辺主要施設	厚木シティプラザ（中央図書館、子ども科学館ほか）（一時滞在施設 ⁷ ） アミューあつぎ（市民交流プラザほか）（一時滞在施設） 中町大型バス発着場 中町立体駐車場 保健福祉センター 本厚木駅東口地下道 パスポートセンター県央支所 本厚木献血ルーム イオン厚木店 レンブラントホテル厚木（一時滞在施設）		
最寄交通	本厚木駅東口 厚木バスセンター		
周辺事業計画	中町第2-2地区周辺整備方針 厚木市図書館基本構想 （仮称）こども未来館基本構想 第8次厚木市道路整備三箇年計画		



厚木バスセンター



アミューあつぎ



厚木シティプラザ

⁷ P14 参照

ア 中町第2-2地区周辺整備方針

2-2地区周辺については、「中町第2-2地区周辺整備方針」において、交通結節点としての機能向上を図るとともに、利便性の高い地域として魅力とにぎわいあふれる街なか拠点に向けた整備が位置付けられています。

特に、図書館機能・科学館機能を核とした複合施設（以下「2-2地区複合施設」という。）の新設を方針に掲げており、図書館基本構想、（仮称）こども未来館基本構想が策定されています。

庁舎が当該地区へ移転する場合、2-2地区複合施設の一部として整備されることが考えられます。

（中町第2-2地区周辺整備方針（平成26(2014)年12月策定）抜粋）



コンセプト

第3の場所づくり - the 3rd place -

サードプレイスとは、家「第1の場所」と職場・学校「第2の場所」との間にある「第3の場所」。多くの市民が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

6つの整備方針

- 1 未来の**図書機能・科学機能**を核とした複合施設の新設
- 2 魅力ある**民間機能**の誘導
- 3 誰もが使いやすい**バスセンター**
- 4 アクセス性を高める**自動車・自転車等駐車場**
- 5 まちの利便性が高まる**大型バススペース**
- 6 訪れる人にやさしい**歩行者空間**

(ア) 厚木市図書館基本構想

策定年月 平成 29(2017)年 4 月

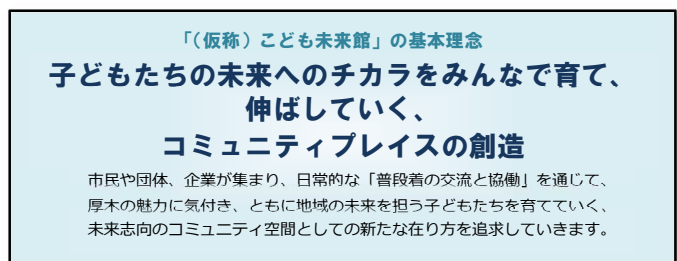
基本理念 市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点



(イ) (仮称) こども未来館基本構想

策定年月 平成 29(2017)年 11 月

基本理念 子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、
伸ばしていく、コミュニティプレイス⁸の創造



イ 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業

2-2地区周辺については、2-2地区複合施設の整備に併せて周辺アクセス道路の整備が不可欠となることから、第8次厚木市道路整備三箇年計画において、既存道路の拡幅や新規道路の新設が位置付けられています。



⁸ ここでは、同じ共通点を持った人が集まる場所のこと。